平成２３年（フ）第５２７号
静岡県袋井市諸井1928番地の１　山崎借家
債務者　森田ジョンこと　モリタ　ジョン
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
静岡県浜松市中区上島４丁目15番２号
債務者　鈴木美津子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７１３８号
大阪市東成区大今里南２丁目７番13号　クレセール今里203号、前住所大阪市大正区三軒家西２丁目10番11号
債務者　福居　一政
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８号
岡山県津山市小田中1532番地12
債務者　水島　礼子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月26日午後１時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２４１９号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番28―208号
債務者　阿部　　真
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５５２号
横浜市港南区日野２丁目47番31号
債務者　渡邉　恵太
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６５１号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地５街区４号棟301号室
債務者　宮崎　武蔵
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６７１号
神奈川県大和市林間２丁目６番41号　ソフトタウン南林間603号
債務者　藤原　雅之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６９５号
横浜市鶴見区馬場２丁目28番７号　田口荘103
債務者　鶴島　隆之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７７６号
神奈川県茅ヶ崎市若松町19番19―402号　ライフピアモア茅ヶ崎
債務者　水吉あり紗
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７７８号
横浜市保土ケ谷区西久保町22番地
債務者　大山　　正
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５１号
山形県米沢市城西４丁目５番34号
破産者　阿部　幸子
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産手続を廃止することについて破産債権者全員の同意を得た。
山形地方裁判所米沢支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第６６５号
新潟市南区新山崎町１丁目2415番地14
破産者　山崎　俊哉
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４３号
群馬県前橋市元総社町１丁目24番地２
破産者　関谷　俊雄
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
千葉県印旛郡栄町龍角寺206番地
破産者　榊原　宏明
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３５号
千葉県茂原市小林2298番地14
破産者　時田　祐之
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係